

新型コロナウィルス感染症 緊急経済対策における税制上の措置 (経済産業関係)

令和2年4月 経済産業省

緊急経済対策における税制上の措置(経済産業関係)

(1) 固定資産税・都市計画税の軽減

- 申小事業者が負担するすべての設備や建物等の固定資産税及び都市計画税について、
 2020年2~10月の任意の3ヶ月の売上が前年同期比30%以上減少した場合は1/2に軽減し、
 50%以上減少した場合は全額を免除する。
- 中小事業者が新たに投資した設備等の固定資産税を軽減する現行の特例措置※について、 対象資産に事業用家屋と構築物を追加の上、2023年3月末まで2年間延長する。
 - ※特例率は、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合(2月末時点で1,642自治体がゼロとしている)。

<u>(2)納税の猶予</u>

- 2020年2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者について、 無担保かつ延滞税なしで納税を猶予する。
- 法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税を対象とする。

(3) 欠損金の繰戻還付の拡充

- 資本金1億円以下の中小企業に限り適用される欠損金の繰戻還付の適用を、 資本金10億円以下の中堅企業に拡大する。
 - ※例えば2018年度黒字・2019年度赤字の事業者、および2019年度黒字・2020年度赤字の事業者は、 2018年度(2019年度)に納めた法人税の一部を取り戻し可能になる。

くその他>

- 自動車取得に係る環境性能割の臨時的軽減措置の延長(2021年3月末まで半年間)
- 中小事業者によるテレワーク等のデジタル化投資の促進(中小企業経営強化税制の拡充)

固定資産税・都市計画税の減免

- 中小事業者の税負担を軽減するため、中小事業者の保有するすべての設備や建物等の 2021年度※の固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする。
 - ※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置(収入が前年同月比20%以上減)に基づき、1年間、納税猶予可能。
- 具体的には、2020年2~10月の任意の3ヶ月の売上が前年同期比30%以上50%未満 減少した場合は1/2に軽減し、50%以上減少した場合は全額を免除する。

<減免対象> ※いずれも市町村税

- ・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税(通常、取得額または評価額の1.4%)
- ・事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%)

2020年2月〜10月までの任意の3ヶ月間の 売上高の対前年同期比減少率	減免率
3 0 %以上 5 0 %未満	2分の1
50%以上減少	全額

固定資産税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長

- 現在、中小企業が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、 固定資産税が免除される(固定ゼロの特例)。
- 生産性向上に向けた中小企業の新規投資を促進するため、本特例の適用対象に事業用家屋と 構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長する。
 - ※門や塀、看板(広告塔)や受変電設備など。

く認定スキーム>

围

(導入促進指針の策定)

協議



市町村

(導入促進基本計画の策定)

申請



認定

中小企業

(先端設備等導入計画の策定)

対象地域	全国1,646自治体(うち1,642がゼロ(2020年2月末時点)) ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
対象設備	事業用家屋 と 構築物 を 対象に追加
	• 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の 先端設備等とともに導入されたもの
	• 構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上 向上するも の
特例措置	固定資産税(通常、評価額の1.4%)を投資後3年間
	ゼロ〜1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

納税の猶予

- 2020年2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者について、 無担保かつ延滞税なしで納税を猶予する。
- 法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税を対象とする。

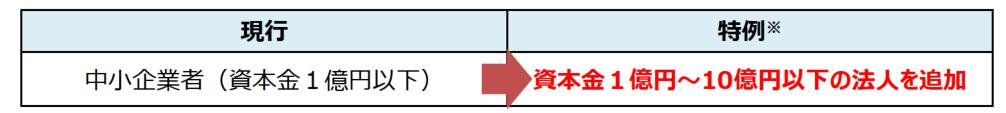
(標準的な税の納付期限)

- ・法人税 事業年度終了から2ヶ月以内(3月末決算であれば5月末)
- ・消費税 事業年度終了から2ヶ月以内(同上) ※個人事業者は3月末(2020年は4月16日)
- ・申告所得税 3月15日(※2020年は4月16日、ただしその後も柔軟に申告を受付)
- ・固定資産税 基本的に、4~6月で自治体が定める日(第1期分)

現行制度	特例
● 一定の期間(原則1年)において、 大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。	■ 2020年2月から納期限までの一定の期間 (1か月以上)において、収入が減少※した 場合に1年間納税を猶予。 ※前年同期比概ね20%以上
● 原則として、担保の提供が必要。	● 担保は不要。
● 延滞税は軽減 (年1.6%)	● 延滞税は免除。

欠損金の繰戻還付の拡充

- 現在、資本金1億円以下の中小企業に限り、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができる(欠損金の繰戻還付)。
- 本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業約1万5千社に拡大する。
 - ※ 例えば2018年度黒字・2019年度赤字の事業者、および2019年度黒字・2020年度赤字の事業者は、 2018年度(2019年度)に納めた法人税の一部を取り戻し可能になる。



※2020年2月1日~2022年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用

<欠損金の繰戻しによる還付のイメージ>

【2018年度】(2019年度】(2020年度) 500万円の黒字 相殺 75万円の法人税を納付 (税率15%の場合)

環境性能割の臨時的軽減措置の延長

- 消費税率引上げに伴う臨時的特例措置として、2019年10月から2020年9月末までに 購入された自家用自動車・軽自動車(中古含む)につき、環境性能割※の税率1%分を軽減。
 ※自動車取得時に、燃費等に応じて課される税(都道府県税または市町村税(軽自動車))
- 新型コロナの影響が拡大する中、国内の自動車需要を支える観点から、2021年3月末まで、 6ヶ月間、軽減期間を延長する。

臨時的軽減措置を 2021年3月末まで6ヶ月延長

	2019年10月1日~2021年3月31日 (2020年9月30日までの1年間は 臨時的軽減:赤字)	
	登録車	軽自動車
電気自動車等(※)	非課税	非課税
2020基準+20%	非課税	非課税
2020基準+10%	1%⇒非課税	非課税
2020基準達成	2%⇒ 1%	1%⇒非課税
2015基準+10%	3%⇒ <mark>2%</mark>	2%⇒ <mark>1%</mark>
上記以外の自動車	3%⇒ <mark>2%</mark>	2%⇒ <mark>1%</mark>

※電気自動車等: 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車

テレワーク等のデジタル化投資の促進(中小企業経営強化税制の拡充)

- 新型コロナの拡大により顕在化した社会的課題に対応する非対面・非接触ビジネスを促進するため、 中小企業経営強化税制に新たな類型を追加。
- 事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化を可能とする設備投資に対し、即時償却または7% ※の税額控除を認める。※資本金3,000万円以下の中小企業者等の場合は10%

現行の中小企業経営強化税制

拡充

類型

生産性向上設備

収益力強化設備

<u>デジタル化設備</u>

要件

①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比 年平均1%以上改善 する設備

- ①経営強化法の認定
- ②投資収益率が年平 均5%以上の投資計 画に係る設備

- ①経営強化法の認定
- ②遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備

対象設備

- ◆機械·装置
- ◆測定工具及び 検査工具
- ◆器具·備品
- ◆建物附属設備
- ◆ソフトウェア

- ◆機械・装置
- ◆工具
- ◆器具·備品
- ◆建物附属設備
- ◆ソフトウエア

- ◆機械・装置(160万円以上)
- ◆工具(30万円以上)
- ◆器具備品(30万円以上)
- ◆建物附属設備(60万円以上)
- ◆ソフトウエア(70万円以上)

税制措置

即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)